

○総合支援資金の貸付期間延長の対象が拡大されます

総合支援資金における貸付期間延長は、延長の対象が9月末までに貸付期間の3ヶ月目を迎える方から、12月末までに貸付期間の3ヶ月目を迎える方に変更されました。

ただし、延長ができるのは1回のみです。

また、申し込みにあたっては、生活困窮者自立相談支援機関からの支援を償還開始までに受けることに同意する必要があります。

※過去に貸し付けた生活福祉資金の償還を滞納している方については、今回の延長貸付の対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

○延長対象者と申請受付月について

延長の対象となる方の拡大に伴い、対象者が非常に多くなります。そのため、初回貸付期間ごとに申請できる期間を以下のとおりとさせていただきます。

ご自身の初回貸付期間は、お手元の貸付決定通知書でご確認ください。

初回貸付期間	延長貸付期間	延長を申請する月
7～9月	10～12月	9～10月
8～10月	11～1月	10～11月
9～11月	12～2月	11～12月
10～12月	1～3月	12月

※表にない場合は、延長申請はできませんのでご了承ください。

○貸付期間延長となる方への通知について

対象者への通知については、初回貸付期間が7～9月の方に対してのみ郵送いたします。すでに郵送のご案内を受けている場合は、再度案内をいたしませんのでご注意ください。

○申し込み方法

総合支援資金をお申込みいただいた社会福祉協議会の窓口で受け付けをしております。

窓口が混雑している場合があるので、あらかじめお電話でお問合せいただくことをお勧めいたします。

○窓口にお持ちいただくもの

- ・実印（借用書に押印します。前回の貸付の際に押印したのと同じものをお持ちください。）

※今回は、印鑑登録証は原則不要ですが、前回のものと印や住所が異なる場合は新たに登録

証が必要です。

- ・認め印(申込書に押印していただくものですが、実印と兼ねていただいてもかまいません)
- ・本人確認書類(免許証、在留カードなど)
- ・現在も収入の減少が続いていることがわかる根拠となるもの。
例) 直近3ヶ月程度の給与明細・給与振込口座通帳の写し・売上表 など
- ・住所や氏名、世帯員(同居する全ての人)に変更があった場合は、変更済みの住民票をお持ちください。

○注意事項

- ・延長貸付にあたっては、審査があります。申請をしても不承認となる場合があります。
- ・延長は1回のみ、最大3か月分となります。
- ・延長貸付で申し込みをいただいた金額をまとめて送金します。
- ・現在、お申込みが殺到しており、お申込みから送金まで概ね3～4週間程度の期間がかかっています。申し込み数の状況により前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください
- ・貸付月額の変更は原則できません。初回貸付の3ヶ月と同額になります。
ただし、延長申請時に単身世帯に変更になった場合は、貸付月額の上限が15万円となりますので、その範囲内で申請してください。